

福知山市森林整備計画(樹立) (案)

自 令和8年 4 月 1 日

計画期間

至 令和18年 3 月 31 日

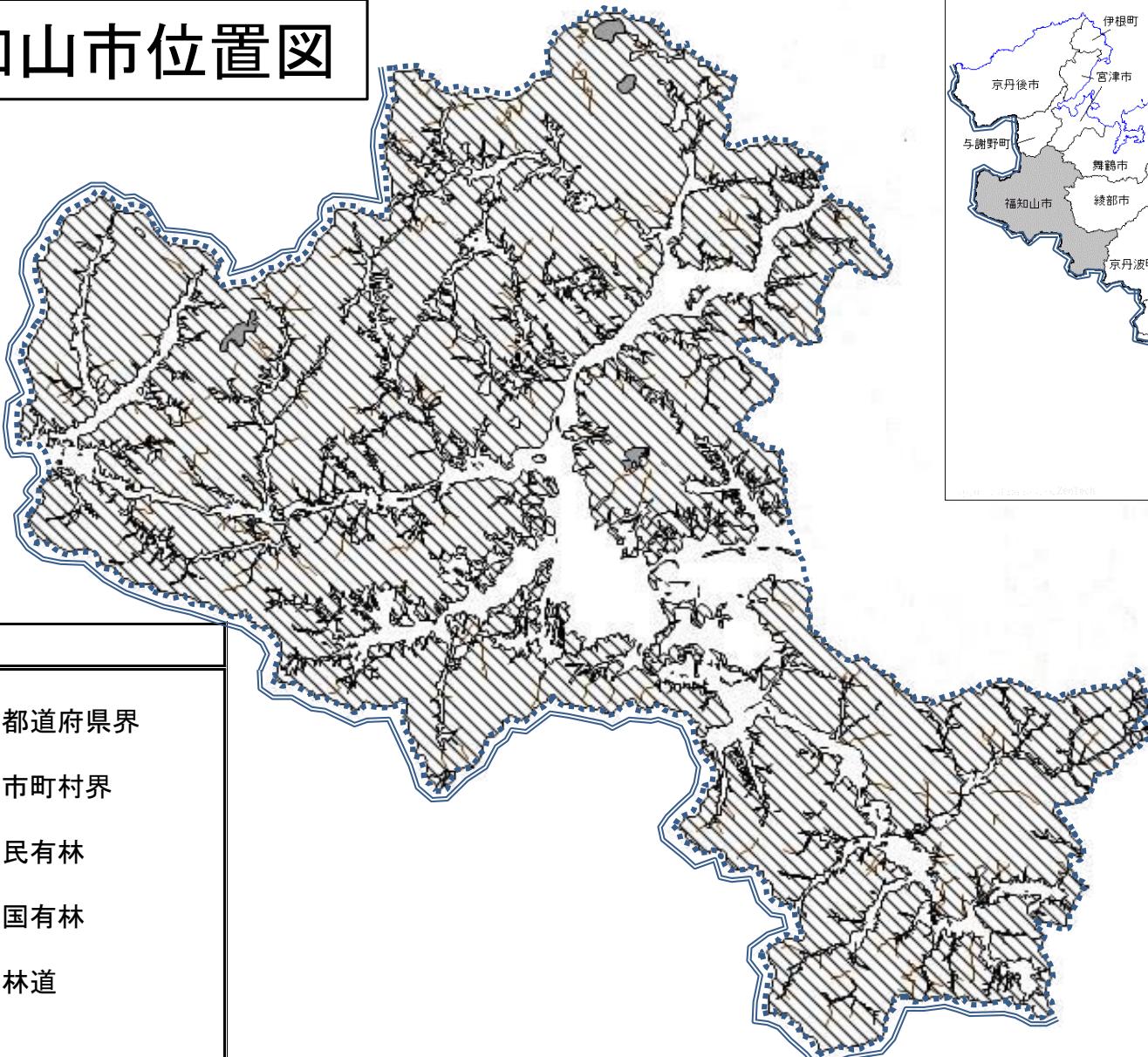
計画決定

令和8年 月 日

(ただし、計画書の効力は、令和8年 4 月 1 日から生じることとする。)

京都府 福知山市

福知山市位置図



凡例

- 都道府県界
- 市町村界
- 民有林
- 国有林
- 林道

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4
II 森林の整備に関する事項	5
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3 その他必要な事項	6
第2 造林に関する事項	6
1 人工造林に関する事項	6
2 天然更新に関する事項	8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	11
5 その他必要な事項	11
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	12
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2 保育の種類別の標準的な方法	13
3 その他必要な事項	14
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	18
3 その他必要な事項	18
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	19
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	19
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	19
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	19
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	19
5 その他必要な事項	20
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	20
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	20
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	20
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	21
4 その他必要な事項	21
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	21
1 効率的な森林施業を促進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	21
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	22
3 作業路網の整備に関する事項	23
4 その他必要な事項	24
第8 その他必要な事項	24
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	24
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	26
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	27
III 森林の保護に関する事項	29
第1 鳥獣害の防止に関する事項	29
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	29
2 その他必要な事項	29

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	30
1 森林病害虫の駆除及び予防の方法	30
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	30
3 林野火災の予防の方法	30
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	30
5 その他必要な事項	31
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	31
V その他森林の整備のために必要な事項	31
1 森林経営計画の作成に関する事項	31
2 森林管理の状況から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項	32
3 森林の総合利用の推進に関する事項	32
4 住民参加による森林の整備に関する事項	32
5 京都モデルフォレスト運動への積極参画	32
6 市営林の整備方針	33
7 法令等により施業の制限を受ける森林の施業に関する事項	33
8 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	33
9 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	33
別表1 森林の区域の設定（ゾーニング）	34
別表2 森林の施業の方法	35
別表3 基幹路網の開設・拡張に関する計画	36
別表4 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	37
別表5 丹後天橋立大江山国定公園森林法施行規則第10条第5号	38
参考資料	
(1) 人口及び就業構造	1
①年齢別人口動態	1
②産業部門別就業者数等	1
(2) 土地利用	1
(3) 森林転用面積	2
(4) 森林資源の現況等	2
①保有者形態別森林面積	2
②在村者・不在村者別私有林面積	2
③民有林の齡級別面積	3
④保有山林面積規模別林家数	3
⑤作業路網の状況	3
(5) 計画の期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在	4
(6) 市町村における林業の位置付け	4
①産業別総生産額	4
②製造業の事業所数・従業者数・現金給与総額	4
(7) 林業関係の就業状況	5
(8) 林業機械等設置状況	5
(9) 林産物の生産概況	5
(10) 区域の設定の考え方	6
(11) 公益的機能別施業森林における目標林型への誘導と効果	7
図面	
福知山市森林整備計画図面4部	図面袋
福知山市森林整備計画概要図	図面番号1
福知山市基幹路網の開設・拡張に関する計画図	図面番号2
福知山市集約化推進区域図	図面番号3
森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域図	図面番号4

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

福知山市は、平成18年1月に近隣の三和町、夜久野町、大江町と合併し、総面積は55,254haであり、このうち森林面積は42,037ha（森林率76.1%）を占め、民有林面積は41,529haで森林の98.8%を占めている。この民有林のうち人工林面積は19,955haで、人工林率48.1%にまで達しており、京都府平均37.9%を上回っている。

人工林においては、I～VII齢級の要保育林分が524ha（2.63%）、蓄積は総数83千m³あり、X齢級以上の利用期に達した面積が90.3%に及んでいる。このことから、森林の様々な機能を持続的に発揮させるため、成熟した森林資源の利用や再造林を行い、齢級構成の平準化を進める必要がある。

また、森林の機能を最大限発揮できるよう、目指すべき森林の姿やその姿を実現するための整備方法などを一定の範囲ごとに検討する必要がある。

林道は、146路線、延長140,889m、林道密度3.39m/haであり、さらに年次計画に基づき既設林道を起点に作業道を開設しつつあるが、全国平均林道密度5.4m/h aと比較しても整備水準は低く、造林保育事業、素材の搬出等、機械化を阻む大きな要因となっている。

また、平成19年8月に、「丹後天橋立大江山国定公園」（総面積19,023ha）が指定され、大江山連峰の地区面積8,196haの内、福知山市域は4,774haが指定を受けている。

本市では、平成25年度と同26年度及び同30年度及び令和5年度に大きな災害に見舞われた関係から、治水対策の観点からも、森林の整備がこれまで以上に重要となってきた現状がある。

森林整備は、SDGs（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラル等に大きく貢献できるものであるため、森林・林業・木材産業関係者に加え、様々な企業や市民1人1人が森林・林業・木材利用に関わる取組みを活性化させる必要がある。

企業、個人、行政等のパートナーシップによる森林の持続的可能を確保し、「森林の持続可能な経営」や「森林空間の利用」等によるSDGs達成に貢献することを目指すこととする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

都市部と農山村地域の均衡ある発展と地域住民の社会福祉の向上を図るよう、森林資源をより内容の充実したものとしていくため、さらに積極的な指導のもとに多様な森林施業の展開を進めることを基本とする。

地域別の状況、期待される森林の有する多面的機能（注）と目指すべき森林の姿は下記のとおりとする。

（注）森林の有する国土の保全、水源の涵(かん)養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

ア 京都府北部の中核都市へと向かって発展の著しい市街地近郊は、快適な住環境を整えるための防音や防風、大気汚染物質の吸着等の生活環境保全機能の高い森林を目標とする。

最も重視する森林の有する機能：快適環境形成機能

イ 赤岩山(669m)から千丈ヶ嶽(832m)を経て赤石ヶ岳(736m)にいたる大江山連峰は歴史・文化的に優れた自然景観を形成し、また地質学的にも注目される岩質、地層を有する。さらに希少・貴重な様々な植物群落や動植物種を存している。また、京都府唯一の火山（死火山）である田倉山（宝山）周辺も同様に歴史的・文化的また自然環境的に極めて貴重な存在である。このことから、基本的にはこれら貴重な文化資源・自然資源の保全を重視し、自然とのふれあいや自然学習の場、また保健休養の場として適切に管理された森林を目標とする。

最も重視する森林の機能：保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能

ウ 集落や農山村地域の周辺や上流に位置する森林は、山地災害等の防止の観点から土砂の流出や崩壊等を防備する機能の高い森林を目標とする。

最も重視する森林の有する機能：山地災害防止機能／土壌保全機能

エ 主要河川の上流に位置する森林や、地域の用水源として重要なため池及び流路の周辺に存する森林は、水源涵(かん)養機能の維持増進に努め、洪水の緩和や用水の安定的供給を確保する観点から適切に整備された森林を目標とする

最も重視する森林の有する機能：水源涵^{かん}養機能

オ 林木の生育に適し、かつ、効率的な森林施業が可能な地形及び地質、土壤等を有する森林については、基幹路網の整備条件を勘案し、木材等生産機能の維持増進を図る森林として目標を定める。

ただし、それぞれの地域で目標とする上記アからエまでの機能を確保した上で、木材等生産機能の維持増進を推進することとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、由良川地域森林計画に定める森林の整備及び保全の基本方針を踏まえ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保に努めるとともに、花粉発生源対策の加速化を推進し、より健全な森林資源の維持造成を推進する。また、その状況を適確に把握するため、森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する多面的機能が発揮される場である（1）で掲げる「地域」を基本単位として、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣の被害対策などの森林保護等に関する取り組みを推進することとする。

森林の有する多面的機能を高度に発揮するための森林の区分に応じた望ましい森林の姿への誘導の考え方は、次のとおりとする。

ア 育成单層林

現況が育成单層林となっている森林のうち、木材等生産機能の発揮を期待する森林については引き続き育成单層林として維持し、資源の充実を図る。この場合、長伐期や短伐期など多様な施業により異齡林によるモザイク的配置を考慮することとする。

水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。

急傾斜地の森林又は成長量の低い森林については、森林の有する公益的機能の発揮のため針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、上記によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、適正な間伐等の繰り返しにより長期にわたり育成单層

林を維持するか、又は針広混交の育成複層林に誘導する。

また、生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

イ 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力を活用した更新を促し、天然生林に誘導する。

ウ 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、森林の有する公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、継続的な資源利用が見込まれる里山林等の森林については、更新補助作業により確実な更新を図ることとし、育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や稀少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、低コスト林業の実現と素材生産部門の担い手対策のために、機械作業システムの確立、オペレータの養成・確保等、本市の森林に適した機械化の推進を図るとともに、こうした林業機械の導入を進めるためには、基幹路網と森林作業道の連絡による作業路網の整備が必要である。

また、丹州材の産地化形成を目指し、長伐期施業への移行を促進する。そのため、地域の合意形成を図るため、森林総合監理士（フォレスター）による支援活動及び森林施業プランナーによる施業提案を通じた森林施業の集約化の取り組みを推進していく。同時に、効率生産システムと低コスト経営を可能とする生産基盤の整備と機械化を促進する。さらには素材生産、木材流通加工関係団体の組織強化を図るとともに、業者間の連携を強め、林業関係者と行政が一体となって、長期展望に立った諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次の表のとおりである。

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ	その他針葉樹	広 葉 樹
全 域	40年	45年	40年	40年	15年

（注）標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採する場合においては、「由良川地域森林計画」に定める標準的な方法に関する指針及び「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とする。

また、集材に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の促進に努めるものとする。

主伐については、更新を伴う皆伐又は択伐によるものとし、次に示す方法に従って適確な更新を確保するものとする。

施業の区分	標準的な方法
育成单層林施業	皆伐を原則とする。 皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、森林の有する公益的機能の發揮のため、気候、地形、土壌等の自然的条件を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採

	面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帶を設け適確な更新を図ることとする。尾根筋、溪流沿いでは保護樹帯を設置するよう努めるものとする。
育成複層林施業	<p>① 択伐</p> <p> 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の材積を維持するものとする。 単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とすること。</p> <p>② 択伐以外</p> <p> 伐採後の適確な更新を確保するため、材積にかかる伐採率が70%以下の伐採とすること。</p>

3 その他必要な事項

特になし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行う。

更新にあたっては、エリートツリーなどの成長に優れた苗木の植栽、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽・針広混交林への誘導等に努める。

区分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ・アカマツ	クヌギ・コナラ・ケヤキ

(注) 上記の樹種以外の樹種を更新対象としようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当課と相談の上、適切な樹種を選択すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

なお、活着率や初期成長の優れたコンテナ苗や成長の優れたエリートツリーなどを活用する場合などにおいては、低密度植栽（植栽本数1,500本/ha程度）を推進することとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000	植栽本数は、目標林型・立地条件等により調整する。
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
アカマツ	疎仕立て	3,000	
広葉樹	密仕立て	5,000	
	疎仕立て	3,000	

(注) 上記の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当課と相談の上、適切な植栽本数を判断することとする。

また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以

外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	雪害防止と地力維持を図るため、地形に合わせ全刈筋置き地拵えを原則とする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植え付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	3月～4月の春植え又は10月～11月の秋植えとする。

（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。 また、択伐による伐採を行う場合にあっては、伐採跡地の更新を完了すべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。
-----------------	---

2 天然更新に関する事項

（1）天然更新の対象樹種

区分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
天然更新の対象樹種	(天然下種更新) アカマツ・スギ・ヒノキ	(ぼう芽更新および天然下種更新) カシ類・シイ類・ナラ類・クリ・サワグルミ・イヌブナ (天然下種更新) ブナ・シデ類・カエデ類・ケヤキ・ミズメ

（注）上記の樹種以外の樹種を更新対象としようとする場合は、林業普及指導員又は市

の林務担当課と相談の上、適切な樹種を選択すること。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の方法及び期待成立本数

区 分	標準的な方法
天然更新 の方法 及び期待 成立本数	<p>天然更新の方法は、天然下種更新及びぼう芽更新とする。また、必要に応じ地表処理、刈り出し、植え込み、芽かき等天然更新補助作業を行う。</p> <p>伐採後の天然更新候補地では、ササなどの林床植生の再生により更新予定木の稚樹は被圧を受け、枯死消滅しやすい。したがって、更新予定木の稚樹が林床植生に比べ樹高が高く、更新予定面に均等配置されるなど成林の見込みがたった段階を更新完了とする。</p> <p>なお、更新完了の基準は立木度とする。更新対象樹種が立木度3以上となった段階をもって更新完了とする。立木度とは、現在の林分の本数と、当該林分の林齢に相当する期待成立本数との比を十分率で表したものである。5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数は1ha当たり10,000本と定める。</p>

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所については、種子発芽・活着を促すため必要に応じて搔き起こしや枝条整理を行い土壤を裸出させるものとする。
刈り出し	天然稚幼樹の生育が、つる類、その他植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して必要な本数を植栽する。

芽かき	ぼう芽更新では目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株あたり2～3本残すものとし、更新の不十分な箇所については、植え込みを行うものとする。また、根株を落ち葉で覆うなど寒害の予防等を行う。
その他	なお、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然的条件、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況及び林業技術体系等から見て、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

天然更新による更新状況の確認は、原則として標準地調査により行うものとし、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をるべき期間	<p>天然更新をるべき期間は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。</p> <p>択伐後の針葉樹の天然下種更新等、更新樹種が特定されており、施業体系に基づく保育等の実施が確実な場合、天然更新をるべき期間については伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を目安とする。</p> <p>なお、この他の天然更新に関する具体的な基準は、京都府天然更新完了基準によることとする。</p>
-----------------	--

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
特に指定すべき区域はない。

4 森林法第10条の9項第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、下記のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)アによる。

5 その他必要な事項

(1) シイタケ生産の産地化を目指している地域にあっては、シイタケ原木の確保を図るため、クヌギ・コナラ林の造成指導を図る。

(2) マツタケの増産を目指している地域にあっては、アカマツ林の造成及び若齢林のマツタケ発生環境整備を促進する。

(3) 天然更新作業、複層林施業等に関する施業体系として参考となる基準に、京都府が定める次の森林造成の技術指針がある。

ア アカマツ・ヒノキ混交林育林技術指針（平成6年3月 京都府林業試験場）

イ しいたけ原木林造成技術（平成2年3月 京都府）

(4) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数のうち「疎仕立」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽すること。

(5) 広葉樹については、種の遺伝的多様性・地域性を保全するよう用いる苗の在来性・在地性に注意が必要である。

(6) 災害に強い森林づくりについては、次の資料を参考とすること。

- ア 気象災害に強い森林づくり検討委員会報告書（平成17年12月京都府災害に強い森林づくり検討委員会）
- イ 京都府における多雪地帯の造林育林施業（昭和61年3月京都府林業経営協議会造林育林部会）
- ウ 雪害防除のための育林技術（昭和62年3月京都府農林水産部林務課）

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は次に示す内容を標準とし、適正な間伐とは、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う立木材積35%以内の伐採とする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	育成单層林	2,000 ~ 3,000	25年	40年	60年	80年	間伐率は、本数で20~40%、材積で20~35%とする。 間伐木の選定は、適度な下層植生を有し	標準的な間伐の間隔 標準伐期齢未満 15年

ヒノキ	育成 単層 林	2,000 ~ 3,000	30年	45年	65年	85年	た林分構造が維持され、根の発達が促されるよう行う。 高齢級の森林においては立木の成長力に配慮すること。	標準伐期齢以上 20年
-----	---------------	------------------	-----	-----	-----	-----	--	-------------

2 保育の種類別の標準的な方法

保育 の 種類	樹種	実施すべき標準的な林齢（年）及び回数									
		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回
下刈	スギ	1	2	3	4	5	6	7			
除伐		8~12									
枝打		8~12	14~18	19~23	24~32						
雪起		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下刈	ヒノキ	1	2	3	4	5	6	7			
除伐		8~12									
枝打		8~12	14~18	19~23	24~32						
雪起		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下刈	アカマツ	1	2	3	4	5	6				
除伐		8~12									
雪起		1	2	3	4	5	6				

保育の種類	標準的な方法	備考

下刈り	植栽後、造林木が樹高成長を始め、周囲の雑草木類との競争が激しくなる6月中旬～8月上旬にかけて雑草に被圧される前に行う。	
雪起こし	融雪後、倒伏した植栽木について、1年生林分は踏み固めにより、2～7年生林分は縄・支柱を利用して引き起こす。実施時期は融雪後、4月下旬までとする。	
つる切り	<p>下刈り終了後2～3年経過したときに、フジ・クズ等の繁茂が著しいところにおいて実施する。</p> <p>その後は、除伐時に造林木に絡み付いているつる類を除去する。実施時期は7月を目安とする。</p>	
除伐	<p>林分の林冠がうつ閉し始める段階で目的樹種以外の林木を除去する。</p> <p>なお、必要に応じ目的樹種のうち病虫害木・損傷木・曲木等樹幹の形質や樹勢に欠点のあるものの淘汰を同時に行う。</p>	
枝打ち	<p>生枝のうちに良く切れる刃物または鋸で行う。ひも枝打ち及び生産目標に合わせ地上3～4mまでを目標とする。</p> <p>実施時期は11月以降3月末までとし、厳寒期で切り口が凍結する時期は避ける。</p>	
マツ林の施業改善	<p>枯損木や被圧木、衰弱木、また樹冠が競合、重合して過密状態のものは除去する。発生環境には広葉樹等による日陰が大きな影響を及ぼすので、斜面方向、日照量等を勘案し、上層はマツ、下層はツツジ、ヒサカキ等の広葉樹の二段林型になるように施業する。</p> <p>伐採木はできる限り低い部位から伐り、また、腐植層は除去する。これらにより生じた支障物は区域外へ搬出するか、列状又は筋状に集積する。</p>	

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育の基準

ア 地位の良否、植栽本数の多少、生産目標等により、時期、回数、間伐率等を調整するものとする。

イ 間伐木の選定方法については、定性的間伐と定量的間伐を組み合わせ、林木の間隔を考慮しながら、形質不良木・劣勢木のみに偏ることなく行うとともに、林縁木は林内を風害などから守ることを考慮する。

また、多雪地域では、晩秋、冬期に行なうことは造林木が雪害を受けやすいので避けるものとする。

ウ 列状間伐等、効率的、効果的間伐方法をもって、利用間伐を推進する。

エ アカマツ林の環境診断

アカマツ林の施業改善に当たっては、対象森林の現況と施業の強弱との関係を間違えるとマツタケの発生は望めないばかりか、松枯れを進行させるなど森林の機能の低下が懸念される。

施業の実施に先立ち必ず林業普及指導員等専門家への相談の上、施業森林の環境診断を実施するものとする。

オ 複層林施業を推進すべき森林における適正な間伐

育成単層林である場合、収量比数（Ry）が0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるように実施する。

カ エリートツリーなどの成長の優れた苗木を活用する場合や低密度植栽を導入した場所などにおいては、下刈り回数の削減や部分的な実施、実施期間の短縮により作業の省力化・効率化を図ることとする。

キ 4回目以降の下刈りは、必要がある場合のみ実施する。

(2) 1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在及び間伐の方法並びに時期は、別に定める。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

由良川地域森林計画に定められた公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案し、公益的機能別施業森林として下記のとおり定める。

(1) 水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表 1 のとおり定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとし、伐期の長期化をすべき森林として定める。

立木の伐採（主伐）の時期は、「標準伐期齢に 10 年を加えた林齢」とする。皆伐にあたっては、伐採面積の規模が 20 ha を超えないものとすること。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の（ア）から（エ）までに掲げる森林の区域を別表 1 に定める。

（ア）山地災害防止機能等維持増進森林（森林法施行規則に定める「土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」）

（イ）快適環境形成機能維持増進森林（森林法施行規則に定める「快適な環境の形成の機能を図るための森林施業を推進すべき森林」）

（ウ）保健・文化（生物多様性保全）機能維持増進森林（森林法施行規則に定める「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」）

（エ）その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

アの（ア）から（エ）までに掲げる森林の区域のうち、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき施業の方法ごとに別表 2 に定めるものとする。

（ア）山地災害防止機能等維持増進森林

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において森林の機能を確保するものとし、長伐期施業を推進すべき森林として定める。

立木の伐採（主伐）の時期は、「標準伐期齢×2×0.8」とする。皆伐に当たっては、伐採面積の規模が10haを超えないものとすること。

(イ) 快適環境形成機能維持増進森林

風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進すべき森林として定める。

施業の方法は、長伐期施業または複層林施業（択伐によるものを除く）とする。

長伐期施業では、立木の伐採（主伐）の時期は、「標準伐期齢×2×0.8」とする。皆伐に当たっては、伐採面積の規模が10haを超えないものとすること。

複層林施業（択伐によるものを除く）は、主伐は伐採率70%以下の伐採とする。

また、標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。

(ウ) 保健・文化（生物多様性保全）機能維持増進森林

保健休養や教育的利用に適した場を提供する観点、優れた自然景観の形成や歴史的風致を構成することから、多様な施業による森林整備や間伐等の繰り返しによって、長期にわたって期待する森林の機能を維持すべき森林として定める。森林施業の方法は、長伐期施業または複層林施業（択伐によるものを除く）とする。

長伐期施業は、立木の伐採（主伐）の時期を「標準伐期齢×2×0.8」とする。

皆伐に当たっては、伐採面積の規模が10haを超えないものとすること。

複層林施業（択伐によるものを除く）は、主伐は伐採率70%以下の伐採とする。

また、標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。

特に、原生的な森林生態系や稀少な生物が生息する森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する観点から、天然生林として維持する施業を原則とする。また、必要に応じて植生の復元を図る。

この場合は、施業の方法は択伐による複層林施業とする。主伐は択伐とし、伐採率30%以下の伐採を行うものとすること。

(エ) その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

特に指定すべき区域はないため、施業方法についても定めないこととする。

2 木材の生産の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

由良川地域森林計画に定められた公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、木材等の林産物を持続的、安定的且つ効率的に供給する観点から、木材等生産機能維持増進森林（森林法施行規則に定める「木材の生産機能の推進増進を図るための森林施業を推進すべき森林」）として下記のとおり定める。

また、木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」と定める。

（1）区域の設定

「木材等生産機能維持増進森林」の区域を別表1のとおり定める。

区域内において1の機能と重複する区域にあっては、それぞれの機能の発揮に支障がないよう施業を行うこととする。

また、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域を別表1のとおり定める。

ただし、法指定がかかる小班や、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合等に伐採を行う区域については除外する。

（2）施業の方法

森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を施業の基本とし、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

施業の方法は育成単層林施業又は、育成複層林施業とする。

特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後2年以内に植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業の合理化を図るため、小規模森林所有者や不在村森林所有者等に働きかけ林業経営の委託への転換を目指すものとする。

施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体へ長期の施業等の委託を進めることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

林業経営の委託への転換を目指す上で、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進し、広く森林所有者の合意形成を図っていく。

3 森林経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期施業の受委託に当たっては、受託者が森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な立木の育成権と、施業の実施に伴い伐採する立木についての処分権が付与されるものとなる等、森林の経営にあたり必要な協議を委託者と受託者との間で十分に行うこと。また、当面の施業を必要としない森林に対する保護に関する事項を含めたものとすること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することが出来ない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得したうえで、林業経営に適した森林については、森林経営管理条例に基づき京都府が公表した民間事業者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定め

られた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとする。

なお、本計画で定める森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域において優先順位を定めた計画を作成し、この計画に基づき経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等の作業を進めることとし、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の作成を推進するものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の林家戸数は1,579戸であるが、そのうち5ha未満の所有者が79%を占め、経営規模は極めて零細である。

間伐については、昭和56年以降、国、府、市の各種事業により実施してきており、令和6年度は144haであった。

主要な林業事業体の福知山地方森林組合の状況は、平成2年に福知山市、三和町、夜久野町、大江町の森林組合が広域合併をおこない、福知山地方森林組合として組織強化を図ったが、高齢化の中で作業班員の確保に苦慮している。事業内容は、森林整備事業を中心に林産・購買・指導部門が設けられており、幅広く事業に取り組んでいることから、今後益々この福知山地方森林組合が核となって地域林業の推進を図ることができるよう組織強化に努める。

森林施業については、組織的・計画的な施業を推進する。特に小規模所有者の施業の集約化を図るよう働きかけを行っていく。

また、府・市・森林組合が連携をとり、地域懇談会等を開催して森林整備の必要性を啓発し、地域でまとまった集約的な施業が実施できるよう積極的に働きかける。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市の民有林人工林面積は19,955ha、そのうち間伐対象森林が8,083haと、人工林面積の40.5%を占める。

しかし、材価の低迷、事業地の奥地化、不在村者の所有する森林の管理をはじめ、林道・作業道の整備については、地元負担金などの経費面での問題もあり、山に対する関心が薄れている地域ではまだ間伐の実施が遅れている状況にある。

こうしたことから、施業の共同化を促進して間伐を重点的に推進することとし、森林組合・林業普及指導員並びに地元関係者とも連携を図り、間伐講習会等を開催して、今後の間伐推進の方策を探り、さらに低コストで間伐材が搬出できるよう作業路網の整備を進めるため各地で施業実施協定の締結を図ることを目標とする。

不在村者が所有する森林については、今後詳しく現況調査を行い、森林組合等の林業事業体への施業委託や補助事業の利用等について所有者に説明し、適切な施業が実施されるよう努める。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することとする。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、あらかじめ個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を促進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

本市の林業の基盤である林道は、146路線、延長140, 889m、林道密度3.39m/haであり、さらに年次計画に基づき既設林道を起点に基幹路の開設を計画しているが、整備水準は低い。

また、森林作業道等細部路網の設置も低い水準であるところから、造林保育事業、素材の搬出等、機械化を阻む大きな要因となっている。

そのため、生産基盤の整備は地域林業発展の基礎であるとの認識のもと、基幹的な路網の開設と、これらの先線・支線となる森林作業道の開設を進め、森林施業の効率的な実施が図られるよう努めるものとする。

なお、由良川地域森林計画に定められた林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項を踏まえ路網の開設に当たっては、木材等生産機能、自然環境の保全、災害の防止等に十分留意するものとする。

効率的な森林施業を促進するための路網密度の水準及び作業システムの考え方は次に示すとおりとする。

区分	作業システム	路網密度(m/ha)
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85以上
	架線系作業システム	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60<50>以上
	架線系作業システム	20<15>以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上

(注) 路網密度の水準については、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しない。

また、「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（集約化推進区域）として設定する区域は、図面番号3の図のとおりとする。

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壤の保全等を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）及び京都府林業専用道作設指針（平成23年3月31日3森第252号京都府農林水産部長通知）に則り開設することを原則とする。

イ 基幹路網の作設計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画は別表3のとおりとする。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森開設計林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道については、民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することを原則とする。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、京都府森林作業道作設指針（平成23年3月31日3林第152号京都府農林水産部長通知）及び作業道等実施基準（平成19年7月31日9林第406号京都府農林水産部長通知）に則り開設することを原則とする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

アの森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

ウ その他必要な事項

作設手法と路体強度、耐久性との関係など、今後、技術的な知見の集積が期待されることから新たな知見の普及を図る必要がある。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出等をするための諸施設の整備については、周辺の環境に配慮し、搬出コスト等に見合う安全性を備えた施設として整備するものとし、事業体等の責任において適切に管理運営されること。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業労働者の現況は、市内で48名であり担い手の世代交代が進んでいるとは言えない状況にある。地形上の制約や経営規模が零細であることにより、機械化が遅れているだけでなく、重労働が多いことも影響し、他産業と比べて労働災害の発生頻度が高い産業となっている。これらに加え、賃金や雇用条件に関しても間断的、季節的な就労形態にならざるを得ず、日給賃金で年に数ヶ月だけ雇用されるものもあり、このことが林業労働者の定住化や、若者の参入を阻害する要因のひとつになっている。

このため、これらを改善するために福知山地方森林組合を中心とした事業体が作業の機械化、効率化を積極的に進めて、労働強度を軽減し、安全で快適な作業環境を整え、通年雇用を図るとともに、労働安全衛生、新技術、機械運転等に対する講習会など、経営者、従業員双方の認識をいっそう高め、労働災害の根絶、作業効率の向上に努める。

林業・木材産業が低迷を続ける今日、全国に名を広めている「丹波マツタケ」、「丹波くり」、特産のシイタケなどの特用林産物の増産と品質の向上を目指し、積極的に諸事業を取り入れて、木材生産と特用林産物の複合経営を推進し、林家の所得向上を図る。また、地域に根ざした多角的な林業経営の構築を図るとともに、特用林産物や間伐材の付加価値を高めるため、加工販売の研究を行い、加工販売施設等の整備を図るとともに、保健休養やレクリエーション、教育施設等の整備を進め、森林資源の多目的利用による年間を通じた就労の場づくりを目指す。

また、既存の福知山地方林業研究会や福知山地方丹波くり振興会などの活動強化のため、必要な知識の習得のため技術講習会等、その団体の主体性を生かしながら積極的な取り組みを図る。

(1) 林業従事者の育成

林業従事者の育成の課題は、緊急の課題となっており、特に、新規林業労働者の確保・育成と労働条件の改善が急務である。

このため、(公財)京都府林業労働支援センターとの連携により、林業労働者の暮らしと福祉の向上による林業労働者の長期勤続の促進を図るとともに、林業事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化の取組み、並びに林業に就業しようとする者の就業支援による林業労働力の確保を図る。また、林業の機械化を推進するとともに、林業労働者に対して雇用対策事業等による各種研修会等への参加を呼びかけ、各種資格取得への支援を行うことにより技術の向上を図り、林業労働者を育成する。

また、森林・林業について理解を深めてもらうように、広報紙等での啓発や講習会を開催するとともに、労働条件については森林組合・農協など関係機関と協議を行い、雇用の通年化、月給制、社会保険制度の充実等を図り、自然の中で働く素晴らしさをPRし、若者の定住化を図る。

(2) 林業後継者等の育成

これまで林業普及指導員、森林組合並びに福知山地方林業研究会とも連携を図り、各地区の林家を対象に地域懇談会、実技講習会、経営研修会などを実施してきたところであるが、林家の高齢化が進む中、新しく若い後継者の発掘が緊急の課題となっている。

自伐型林業者など、新たな林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等、人材の確保に努める。

経営面においては零細な山林の所有形態がほとんどであり、林業事業体との長期経営の受委託の促進を図り、施業の集約化によって経営基盤の安定強化を推進する。

また、農業と林業の複合経営、特に当地方の特産である丹波マツタケ・シイタケ・丹波くりなどの特用林産物と併せた経営を目指し、林家の所得の向上を図ることにより林家の育成を図る。

(3) 林業事業体の体质強化方策

福知山地方森林組合は、常勤職員9名、作業班11名で福知山市を包括し、令和6年度年間総取扱額1億8,797万円で、主に組合員からの施業委託で賄われている。

作業班について見ると、その年齢構成は50歳以上が45%を占める状況にあり、引き続き若手の作業員の確保と技術の継承が緊急の課題である。

このような状況から森林組合については、若手作業員の確保を目指し広範囲に作業従事者の募集を行っているが、まだまだ希望者が少ないこともあり、他の森林組合で最近取り組まれて好結果を生んでいる事例などを参考にしながら若者の受け入れ態勢を整える。

また、市内の林業事業体についても若者の受け入れ態勢を整えるとともに、機械作業のための路網整備を推進し、高性能機械の導入により施業の省力化・効率化を図るとともに、産業の近代化と体质の強化を図る。

また、素材生産業、製材業並びに建築業の関係者とも連携を図り、新たな林業事業体の育成など、ソフト面からの援助を進め、林業事業体そのものの体制を整える。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本市における林業機械の現状は、伐倒と造材については主にチェーンソー及びハーベスターで、集材については林内作業車やフォワーダ、集材機を使い、グラップルやクレーン付きトラックで積み込み、輸送を行っている。

林業の機械化は、低コスト林業の実現と素材生産部門の担い手対策のために積極的に推進しなければならない課題である。

林業機械の導入を進めるためには、林道・作業道等の林道作業基盤の整備が必要であり、本市においては短期的且つ合理的に施業を進めるため、施業と基盤整備を一体とした森林整備を呼びかけている。

今後、流域での高性能林業機械の導入を積極的に推進するために本市の森林に適した機械作業システムの確立、オペレータの養成・確保、機械化推進のための普及啓発について検討するとともに、基幹林道等基盤整備に向けての推進を強める。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(1) の促進方向を踏まえ、低コストで高効率な機械作業システムの構築を目指していく。

(3) 林業機械化の促進方策

機械化の推進については、特に素材部門において伐出作業効率の向上による低コスト化と労働強度の軽減を図るほか、育林においても、地域の実態に則した機械の導入を積極的に進めている。

本市では、林業の活性化を目指し、福知山地方森林組合を中心として林業事業体の支援とともに林業の先進地の事例を手本とし、伐倒・造材については、チェーンソー・ハーベスター・プロセッサの活用、搬出についてはグラップルクレーン・フォワーダなどの機械を用いて作業体系の確立を行うとともに、賃貸借の利用も含め高性能機械導入の推進を図る。

さらに、安定した事業量を確保するため、地域の伐採可能量を把握するとともに、主伐期を迎える地域では、林道・作業道など林内路網の整備を行って機械の導入を容易にし、伐採作業については、地域でまとまって集中的に行えるような作業体系への移行を図る。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

福知山市で生産された素材は、主に京都府森林組合連合会[京都木材流通センター](#)や和田山、八木等の市場等へ出荷されているが、福知山市内産木材を全国へ出荷していく取り組みや知名度を高めていくことを目的に、京都府森林利用保全指針と整合性を図りながら取組みを進めていく必要がある。また、すべての福知山市内産木材が合法性確認木材となるよう、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性[確認](#)木材等の取扱い数量の増加等の取組促進に努める。

また、間伐材では、綾部市にある京都木材加工センターと林ベニヤ産業株式会社舞鶴工場の安定した需要があるため、今後、林道・作業道の生産基盤の整備や現場状況に応じた高性能機械、架線システムの活用及びIoTの活用に努め、搬出経費の低減化及び素材生産の効率化を図り、利用間伐により林家の所得向上に努める。

特用林産物については、主要なものではクリ・マツタケ・シイタケがあり、特に「丹波くり」、「丹波マツタケ」は農業協同組合を通じて京阪神方面のみならず全国に出荷され、高い評価を受けている。

しかし、近年の農林業を取り巻く情勢は厳しく、過疎化・高齢化による園地の管理不

足等によりクリ・マツタケの生産量が減少傾向にある。

そこで、クリについては補助事業を活用しつつ新植及び改植を行うとともに、有害鳥獣対策に加え、整枝剪定等によりクリ園の管理を徹底し増産を図っていく。

マツタケについては、松くい虫被害等によりアカマツ林の減少が著しく、新規の造成及び若齡林におけるマツタケ発生環境の整備を推進する。

シイタケについては、生産者と連携を図りながら、生産量の増大に努めるとともに、菌床栽培による方法も検討しつつ振興を図っていく。

また、旧三和町地域の木炭や旧夜久野町地域の「丹波うるし」などの地域の特性を生かした特用林産物についても併せて振興を図る。今後、こうした特用林産物の生産を林業経営の一環とし、複合的な林業経営を目指し、林家所得の向上を図る。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		計 画		備考
	位置	規模	位置	規模	
林産物展示 販売用施設 (やくの木と漆 の館)	福知山市 夜久野町平野	2 4 8 m ²			△ 1
椎茸生産施設 (ビニールハウ ス)	福知山市 夜久野町 額田・末・畑	1 , 3 5 0 m ²			△ 2
広葉樹・特用林 産物生産団地整 備（漆園）			福知山市 夜久野町 井田・板生	3 . 0 h a	△ 3

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を下表のとおり定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣とするニホンジカに対し、特に、人工植栽が予定されている森林を中心に、ア、及びイに掲げる鳥獣害防止対策を推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行ながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともにイに掲げる捕獲に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）による捕獲等の実施

鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (h a)
ニホンジカ	地域森林計画対象森林の全林班	41,528.76

2 その他必要な事項

必要に応じ、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者からの情報収集等をもって、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病害虫の駆除及び予防の方法等

森林の病虫獣害などの被害を防除するため、これらの早期発見、早期駆除を図ることを旨とする。

そのため、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、必要に応じて伐採の促進に関する指導等を行う。

松くい虫被害は、近年横ばい状態ではある。地域住民に対する啓発活動を積極的に行い、地域と一体になった健全な森林育成に努めることとする。

また、カシノナガキクイムシの被害防除については、関係各機関と調整を図り、被害状況の適確な把握を進めながら、原因究明、防除方法の確立を待って適確な対応を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

近年のイノシシ及びツキノワグマによるクリ等の特用林産物への被害は、一旦発生すると被害額が大きく現れることから、林業意欲の減退の原因の一つにもなっている。

今後、イノシシ及びツキノワグマ等については適切な保護管理を実施するとともに、植栽木、特用林産物を守るために侵入防止柵の設置をはじめ、柵の管理や加害獣の追い払いのためのＩＣＴの活用等の新技術の導入を図るとともに、加害獣の圧力を最小限に抑えるため計画的・広域的な捕獲等を総合的且つ効果的に推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、必要に応じ防火線、防火樹帯等の整備を推進する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

わが国において、古来から害虫駆除等のために林野への火入れが広く行われてきたところである。

しかし、無秩序な火入れは山火事を引き起こすことから、福知山市火入れに関する条

例並びに関係法令に準拠して行うことはもとより、その方法や時期には十分に気をつけて行われなければならない。

火入れ従事者のみならず関係者すべてに対して火災予防の知識・技術の研鑽が必要である。

5 その他必要な事項

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林として、本市で特に指定するものはない。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、別表4のとおり定めるものとする。

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

(2) その他

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行うこととする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

2 森林管理の状況から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

保安林を中心とし、保安林の指定目的の機能を充分に発揮するよう森林整備を行い、森林の有する公益的機能の維持増進に努める。

特に近年の度重なる災害を受け、森林整備を治水の観点からも推進することと、治山事業の積極的推進により山地災害防止、水源涵養機能の充実を図る。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

森林資源を活用した保健休養施設等の整備により、農村と都市の交流フレームを拡大し、地域特産物の販売拡大や就労機会を確保し、農山村の活性化を図る。

4 住民参加による森林の整備に関する事項

近年、都市住民等による植林活動に見られるように、自ら緑化活動や造林・保育・伐採といった森林の整備及び保全活動に参加したいという気運が高まりつつある。

森林は、美しい地域づくりの基礎となる地域住民の共有財産であり、これらのボランティア活動の促進を通じて森林の整備・保全を社会全体で支えるという住民意識の醸成を図る。

このため、緑の募金等の緑化運動の展開により普及啓発を図るとともに、京都モデルフォレスト運動等による森林ボランティア活動について、森林所有者への情報提供及び青少年の活動の促進による裾野の拡大、技術や安全に関する研修等を通じて住民参加の森林づくりを推進する。

5 京都モデルフォレスト運動への積極参画

都市住民を中心に、森林づくりへの直接参加をしようとする気運が近年高まっている。本市においてはこのような要請に応えるため、森林づくりへの参加を求める諸団体等から森林作業実施場所についての斡旋依頼があった場合は、森林所有者に呼びかけ活動フィールドの設置推進を図る。

地域として場所の選定、森林所有者等に対する説明を十分に行う等、斡旋活動に積極的に取り組むこととする。

6 市営林の整備方針

造林事業は林業事業体への委託により実施することとし、相互の連携を図り計画的・効率的な事業の推進に努める。

また、現地に適合した新技術の導入に努めるとともに、森林管理の適正化、精度向上のための技術体系の確立に努める。

地域の路網整備との調整を図りつつ高性能林業機械の導入を円滑に進めるため、経営森林の路網密度を高めるように努める。

7 法令等により施業の制限を受ける森林の施業に関する事項

保安林、急傾斜地崩壊危険区域並びにその他関係法令等により施業についての制限を受ける森林においては、当該制限に従って施業を実施すること。

自然公園法については別表5のとおり、区域及び伐採方法が制限される。

8 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、府等の指導機関、森林組合、林業関係団体等との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

9 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

令和2年度に策定した「福知山市森林経営管理意向調査実施計画」に基づき、森林所有者に対する経営管理の意向に関する調査を行い、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成を進めることとする。また、経営管理実施権配分計画の作成に至らない林業経営に適さない森林については、市町村森林経営管理事業により、管理を行うこととする。

市町村森林経営管理事業対象森林：該当なし（計画決定時点）

別表1 森林の区域の設定（ゾーニング）

区分	森林の区域	面積(ha)
水源涵養機能維持増進森林	141, 142, 166, 167, 169, 170, 185, 188, 191, 192, 194, 195, 196, 198, 207, 208, 236, 240, 250, 251, 255, 257, 258, 261, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 271, 272, 273, 275, 276, 286, 293, 308, 335, 345, 354, 361, 364, 368, 374, 376, 377, 385, 386, 391, 404, 413, 430, 431, 432, 437, 451, 453, 454, 456, 457, 458, 459, 461, 465, 466, 469, 470, 471, 474, 475, 477, 478, 479, 489, 500, 508, 510, 514, 516, 528, 530, 531, 534, 535, 539, 540, 541, 558, 559, 564, 571, 572	6582.62
山地災害防止機能等維持増進森林	144, 165, 168, 171, 173, 174, 175, 176, 179, 187, 189, 190, 193, 197, 199, 201, 202, 203, 206, 209, 210, 211, 237, 238, 239, 241, 242, 243, 244, 247, 256, 260, 262, 263, 270, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 362, 363, 365, 366, 367, 369, 370, 371, 372, 373, 375, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 387, 388, 389, 390, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 414, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 424, 425, 426, 427, 429, 434, 436, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 447, 448, 452, 455, 460, 462, 463, 464, 472, 473, 480, 481, 482, 483, 485, 486, 487, 488, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 509, 511, 515, 519, 520, 521, 522, 523, 525, 526, 527, 529, 532, 533, 536, 537, 545, 555, 556, 560, 561, 562, 563, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591	17961.49
快適環境形成機能維持増進森林	001, 002, 003, 004, 005, 006, 007, 008, 009, 010, 011, 012, 013, 014, 015, 016, 017, 018, 019, 020, 021, 022, 023, 024, 025, 026, 027, 028, 029, 030, 031, 032, 033, 034, 035, 036, 037, 038, 039, 040, 041, 042, 043, 044, 045, 046, 047, 048, 049, 050, 051, 052, 054, 055, 056, 057, 058, 062, 063, 065, 066, 070, 071, 073, 074, 076, 077, 080, 081, 082, 083, 084, 085, 086, 087, 088, 089, 090, 092, 093, 094, 095, 096, 097, 099, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 143, 145, 146, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 177, 178, 180, 181, 182, 183, 184, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 233, 234, 235, 259, 512, 513, 517, 518, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612	12774.25
保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能維持増進森林	053, 059, 060, 061, 064, 067, 068, 069, 072, 075, 078, 079, 091, 098, 147, 158, 172, 186, 200, 204, 205, 232, 245, 246, 248, 249, 252, 253, 254, 274, 277, 415, 423, 428, 433, 435, 446, 449, 450, 467, 468, 476, 484, 524, 538, 542, 543, 544, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 557	4292.50
木材等生産機能維持増進森林	附属資料：計画概要図参照	41545.31
特に効率的な施業が可能な森林	480-と-2, 480-ち-2, 538-へ-2, 538-と-1	69.36

・ 対象森林の詳細については、森林計画図(1:5,000)で確認すること。

・ 表中の面積は、森林GISによるものであり森林簿上の面積と異なる。

別表2 森林の施業の方法

施業の方法	森 林 の 区 域	面 積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	141, 142, 166, 167, 169, 170, 185, 188, 191, 192, 194, 195, 196, 198, 207, 208, 236, 240, 250, 251, 255, 257, 258, 261, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 271, 272, 273, 275, 276, 286, 293, 308, 335, 345, 354, 361, 364, 368, 374, 376, 377, 385, 386, 391, 404, 413, 430, 431, 432, 437, 451, 453, 454, 456, 457, 458, 459, 461, 465, 466, 469, 470, 471, 474, 475, 477, 478, 479, 489, 500, 508, 510, 514, 516, 528, 530, 531, 534, 535, 539, 540, 541, 558, 559, 564, 571, 572(水源涵養機能維持増進森林)	6582.62
長伐期施業を推進すべき森林	144, 165, 168, 171, 173, 174, 175, 176, 179, 187, 189, 190, 193, 197, 199, 201, 202, 203, 206, 209, 210, 211, 237, 238, 239, 241, 242, 243, 244, 247, 256, 260, 262, 263, 270, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 362, 363, 365, 366, 367, 369, 370, 371, 372, 373, 375, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 387, 388, 389, 390, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 414, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 424, 425, 426, 427, 429, 434, 436, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 447, 448, 452, 455, 460, 462, 463, 464, 472, 473, 480, 481, 482, 483, 485, 486, 487, 488, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 509, 511, 515, 519, 520, 521, 522, 523, 525, 526, 527, 529, 532, 533, 536, 537, 545, 555, 556, 560, 561, 562, 563, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591 (山地災害防止機能等維持増進森林)	17961.49
複層林施業を推進すべき森林	001, 002, 003, 004, 005, 006, 007, 008, 009, 010, 011, 012, 013, 014, 015, 016, 017, 018, 019, 020, 021, 022, 023, 024, 025, 026, 027, 028, 029, 030, 031, 032, 033, 034, 035, 036, 037, 038, 039, 040, 041, 042, 043, 044, 045, 046, 047, 048, 049, 050, 051, 052, 054, 055, 056, 057, 058, 062, 063, 065, 066, 070, 071, 073, 074, 076, 077, 080, 081, 082, 083, 084, 085, 086, 087, 088, 089, 090, 092, 093, 094, 095, 096, 097, 099, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 143, 145, 146, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 177, 178, 180, 181, 182, 183, 184, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 233, 234, 235, 259, 512, 513, 517, 518, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612 (快適環境形成機能維持増進森林)	17066.75
伐による複層林施業を推進すべき森林	053, 059, 060, 061, 064, 067, 068, 069, 072, 075, 078, 079, 091, 098, 147, 158, 172, 186, 200, 204, 205, 232, 245, 246, 248, 249, 252, 253, 254, 274, 277, 415, 423, 428, 433, 435, 446, 449, 450, 467, 468, 476, 484, 524, 538, 542, 543, 544, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 557 (保健・レクリエーション、文化・生物多様性保全機能維持増進森林)	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

・ 対象森林の詳細については、森林計画図(1:5,000)で確認すること。

・ 表中の面積は、森林GISによるものであり森林簿上の面積と異なる。

別表3 基幹路網の開設・拡張に関する計画

開設/拡張	種類	(区分)	位置(大字・小字)	路線名	延長(m)	利用区域(ha)	うち前半5年分	対図番号	備考	
開設	自動車道		菟原中	池谷線	1,200	77.02	○	1		
			額田(奥)、直見(副谷)、大油子、高内、日置	居母山線	4,000	131.63		2		
			小原田	ノリシゲ線	1,500	75.05		3		
開設	自動車道		天座	登尾線	2,700	115.02	○	4		
【開設 計】					9,400	398.72				
拡張	自動車道(改良)		大江町北原	大谷線	2,140	92.50	○	1		
			大江町北原	新大谷線	2,093	67.00		2		
			天座	灰谷線	5,090	189.00		3		
			大江町佛性寺	隣山線	1,660	149.00		4		
			中、池部	河谷・鳥ヶ岳線	1,323	94.51		5		
【改良 計】					12,306	592.01				
拡張	自動車道(舗装)									
【舗装 計】					0	0.00				
【全 計】					21,706	990.73				

別表4 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
上六人部	001～022	1347.00
中六人部	023～037	952.03
下六人部	038～041, 049～058	644.48
庵我	059～071	891.89
雀部・佐賀・遷喬	072～090	1204.10
大正	094～102	512.00
下川口	103～113	622.01
下豊富	114～125, 155～162	1333.00
上豊富	126～154	2404.30
金谷	163～181	1090.44
三岳	182～213	2131.04
上川口	214～234	1651.28
金山	235～259	2003.58
雲原	260～277	1186.78
川合Ⅰ	278～293, 316～327	1668.92
川合Ⅱ	294～315	1332.49
細見Ⅰ	328～354, 370～372	1804.67
細見Ⅱ	355～369	897.35
菟原	373～401	1796.07
今西中・井田・額田・千原	402～409, 433～448	1930.45
畠	410～432	1724.47
平野・板生	449～473, 511	1881.41
直見	474～490	1375.77
中夜久野	491～510	1495.80
河西・河守	512～523, 562～564,	1248.65
河東	589～612	1494.09
美鈴Ⅰ	534～558	1893.49
美鈴Ⅱ	524～533, 559～561	1014.01
有仁	565～588	1949.21

別表5 丹後天橋立大江山国定公園 (自然公園法)
森林法施行規則第10条第5号

区分	森林の所在	面積 (ha)	施業の方法
第1種特別地域	字天座、大江町北原、大江町内宮、大江町佛性寺及び字雲原の各一部	172	<p>1 伐採方法</p> <p>(1) 単木抾伐によるものとします。</p> <p>(2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齡に見合う年齢に10年を加えたもの以上であることとします。ただし立竹の伐採にあつては、この限りとしません。</p> <p>(3) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した抾伐率が当該区分の現在蓄積の10パーセント以下とします。</p> <p>「自然公園法施行規則」</p> <p>2 その他</p> <p>伐採は、森林法による手続きと、自然公園法（第20条）による知事許可が必要です。</p>
第2種特別地域	字天座、大江町天田内、大江町北原、大江町毛原、大江町内宮、大江町佛性寺、字上野条、字喜多及び字雲原の各一部	542	<p>1 伐採方法</p> <p>イ 択伐法によるものにあっては、以下の基準に適合するものとします。</p> <p>(1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した抾伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の30パーセント以下、薪炭材にあっては当該区分の現在蓄積の60パーセント以下とします。</p> <p>(2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐木齡に見合う年齢以上であることとします。ただし、立竹の伐採にあたっては、この限りとしません。</p> <p>(3) 公園事業に係る施設（令第一条第七号、第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木抾伐法によるものとします。</p> <p>ロ 皆伐法によるものにあつては、イ（2）の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 一伐区の面積が二ヘクタール以内であることとします。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が十分の三を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りとしません。</p> <p>(2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと。</p> <p>(3) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでな</p>

			<p>いこと。</p> <p>「自然公園法施行規則」</p> <p>2 その他</p> <p>伐採は、森林法による手続きと、自然公園法（第20条）による知事許可が必要です。</p>
第3種特別地域	字天座、大江町天田内、大江町小原田、大江町金屋、大江町北原、大江町内宮、大江町橋谷、大江町二俣、大江町佛性寺、字上佐々木、字上野条、字喜多、字雲原、字下野条及び字中佐々木の各一部	3,654	<p>1 伐採方法</p> <p>全般的な風致の維持を考慮することとします。</p> <p>「自然公園法施行規則」</p> <p>2 その他</p> <p>伐採は、森林法による手続きと、自然公園法（第20条）による知事許可が必要です。</p>

「自然公園法施行規則」（昭和32年厚生省令第41号）

参 考 资 料

(1) 人口及び就業構造
① 年齢別人口動態

	年次	総数			0~14歳			15~29歳			30~44歳			45~64歳			65歳以上			不詳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成17年	81,977	40,212	41,765	12,119	6,214	5,905	12,090	6,532	5,558	15,730	8,060	7,670	22,199	11,181	11,018	19,733	8,153	11,580	106	72	34
	平成22年	79,652	39,045	40,607	11,283	5,756	5,527	10,587	5,733	4,854	15,446	8,032	7,414	21,079	10,615	10,464	20,912	8,697	12,215	345	212	133
	平成27年	78,935	39,156	39,779	10,917	5,595	5,322	10,315	5,775	4,540	15,067	7,941	7,126	19,291	9,806	9,485	22,787	9,652	13,135	558	387	171
	令和2年	77,306	38,504	38,802	10,041	5,118	4,923	10,089	5,626	4,463	12,943	6,791	6,152	19,661	10,045	9,616	22,974	9,923	13,051	1,598	1,001	597
構成比 (%)	平成17年	100.0	49.0	51.0	14.8	7.6	7.2	14.7	8.0	6.8	19.2	9.8	9.4	27.1	13.6	13.4	24.2	9.9	14.2	0.1	0.1	0.0
	平成22年	100.0	49.0	51.0	14.2	7.2	7.0	13.3	7.2	6.1	19.4	10.1	9.3	26.5	13.3	13.2	26.3	10.9	15.4	0.4	0.3	0.1
	平成27年	100.0	49.6	50.4	14.1	7.2	6.9	13.3	7.5	5.9	19.5	10.3	9.2	25.0	12.7	12.3	29.5	12.5	17.0	0.7	0.5	0.2
	令和2年	100.0	49.8	50.2	13.0	6.6	6.4	13.1	7.3	5.8	16.7	8.8	8.0	25.4	13.0	12.4	29.7	12.8	16.9	2.1	1.3	0.8

資料: 2020年国勢調査

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業					第2次産業	第3次産業	備考
			農業	林業	漁業	小計				
実数 (人)	平成17年	41,806	3,654	34	1	3,689	12,660	25,107	分類不能 350	
	平成22年	39,466	2,485	50	4	2,489	10,854	23,942	分類不能 2,181	
	平成27年	39,543	2,040	57	3	2,100	10,927	24,532	分類不能 1,984	
	令和2年	37,776	1,595	60	4	1,659	10,734	24,052	分類不能 1,331	
構成比 (%)	平成17年	100.0	8.7	0.1	0.0	8.8	30.3	60.1	分類不能 0.8	
	平成22年	100.0	6.3	0.1	0.0	6.3	27.5	60.7	分類不能 5.5	
	平成27年	100.0	5.2	0.1	0.0	5.3	27.6	62.0	分類不能 5.0	
	令和2年	100.0	4.2	0.2	0.0	4.4	28.4	63.7	分類不能 3.5	

資料: 2020年国勢調査

(2) 土地利用

	年次	総土地面積(ha)	耕地面積							草地 面積	林野面積			その他面積		
			計	田	畠	樹園地					計	森林	原野			
						果樹園	茶園	桑園	その他							
実数 (ha)	平成17年	55,257	2,319	2,008	230	81	—	—	—	44	42,233	42,189	44	10,661		
	平成22年	55,257	2,069	1,783	210	76	—	—	—	—	42,103	42,103	—	11,085		
	平成26年	55,254	2,363	2,045	229	89	—	—	—	—	42,083	42,083	—	10,808		
	令和2年	55,254	1,889	1,623	204	62	—	—	—	—	42,057	42,057	—	11,308		
	令和6年	55,254	1,889	1,623	204	62	—	—	—	—	42,037	42,037	—	11,328		
構成比(%)		100	3.4	2.9	0.4	0.1	—	—	—	—	76.1	76.1	—	20.5		

資料: 京都府林業統計 令和7年版

(3) 森林転用面積

年次	総数(ha)	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他	備考
平成17年	14.59	—	9.97	—	—	1.82	2.80	
平成22年	1.28	—	1.28	—	—	—	—	
平成26年	4.03	—	1.53	—	—	—	2.50	
令和4年	1.03	—	—	—	—	—	1.03	
令和6年	16.41	—	—	—	2.23	—	14.18	

資料：京都府林業統計 令和7年版

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		総面積			人工比率 (B/A) %
	面積(A) ha	比率 %	計 ha	人工林(B) ha	天然林 ha	
総数	42,037.38	100%	42,037.38	20,083.99	21,953.39	47.8
国有林	220.76	0.5%	220.76	128.77	91.99	58.3
公有林	計	1,666.41	4.0%	1,666.41	1,350.45	315.96
	京都府	732.32	1.7%	732.32	614.99	117.33
	福知山市	658.81	1.6%	658.81	518.02	140.79
	財産区	275.28	0.7%	275.28	217.44	57.84
私有林	40,150.21	95.5%	40,150.21	18,604.77	21,545.44	46.3
その他	—	—	—	—	—	—

資料：京都府林業統計 令和7年版および森林情報システム

② 在村者・不在村者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 面積	不在(市町村)者面積		
				計	府内	府外
実数(ha)	平成 7年	—	—	—	—	—
	平成12年	39,641	30,940	8,701	6,794	1,907
	平成17年	39,641	30,940	8,701	6,794	1,907
構成比(%)	平成 7年	—	—	—	—	—
	平成12年	100	78	22	17	5
	平成17年	100	78	22	17	5

資料：農林水産省 2005年農林業センサス
以降調査無

③ 人工林・天然林の齢級別面積

(ha)

	総数	齢級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
計	40,254	26	18	18	6	80	152	275	504	341	1,503	37,331
人工林	19,955	6	18	17	2	74	149	258	493	318	1,450	17,170
天然林	20,299	20	0	1	4	6	3	17	11	23	53	20,161
(備考)												

資料：京都府森林情報システム

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	10 ~ 20ha	50 ~ 100ha	7
1 ~ 3ha	993			
3 ~ 5ha	261	20 ~ 30ha	25	100 ~ 500ha
5 ~ 10ha	176	30 ~ 50ha	23	500ha以上
総数			1,579	

資料：農林水産省 2020年農林業センサス

⑤ 作業路網の状況

ア 基幹路網の現況

区分	路線数	延長	林道にかかる 利用区域面積	林道密度	備考
基幹路網	146	m 140,889	ha 9704	m/ha 3.39	
林業専用道	0	0	0.00	-	

資料：京都府林業統計 令和7年版

イ 細部路網の現況

区分	路線数	延長	備考
森林作業道	411	km 215.7	

資料：平成26年度まで 京都府中丹広域振興局調べ

(5) 計画の期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

本市において対象森林なし

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位:百万円)

総生産額(A)		367,001
内 訳	第1次産業	3,066
	うち 林業(B)	540
	第2次産業	128,151
	うち 木材・木製品製造業 (C)	1,182
	第3次産業	182,188
	B+C/A	0.5 %

資料: 平成17年度きょうとの市町村民経済計算

※以降調査無

② 製造業の事業所数・従業者数・現金給与総額

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	143	7,650	3,214,058
うち木材・木製品製造業(B)	3	26	9,837
B/A %	2.1 %	0.3 %	0.3 %

資料: R2工業統計

(7) 林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	従業者数		備考
		うち作業員数		
森林組合	1	25	16	福知山地方森林組合 中丹振興局把握
生産森林組合	10	570		
素材生産業	3	—		
製材業	6	—		
合計	20	595		

資料: 京都府林業統計 令和7年版および京都府中丹広域振興局調べ

(8) 林業機械等設置状況

区分	総数	森林組合	会社	個人	備考
集材機	10		4	6	
集材機 索道	1			1	
自走式搬器	4	2	2		リモート操作で架線を自走・荷上げ・集材する
運材車	13	2	4	7	中小径材の運材車
クレーン	10	1	2	7	
グラップル	17		17		
グラップルソー	2		2		
ショベル系採掘機械	12		12		いわゆるバックホウ
動力枝打機	11			11	
樹木粉碎機	3		3		いわゆるチッパー
計	83				
フェラーバンチャ					
スキッダ					
プロセッサ	1		1		枝払、玉切
グラップルソー					集積用自走機
ハーベスター	1		1		抜倒・枝払・玉切・集積用自走機
フォワーダ	1		1		積載式集材車両
タワーヤーダ					タワー付き集材機

資料: 令和6年度 京都府中丹広域振興局調べ

(9) 林産物の生産概況

	素材	チップ	苗木	タケノコ	マツタケ	生シイタケ	乾燥シイタケ	クリ	シメジ	その他菌茸類
生産量	m ³ 4,726	m ³ 11,474	千本 —	kg —	kg 28.0	kg 8,181	kg 422	kg 18,385	kg —	kg 7
生産額	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 27,082	千円 —	千円 —

資料: 令和6年度 京都府中丹広域振興局調べ

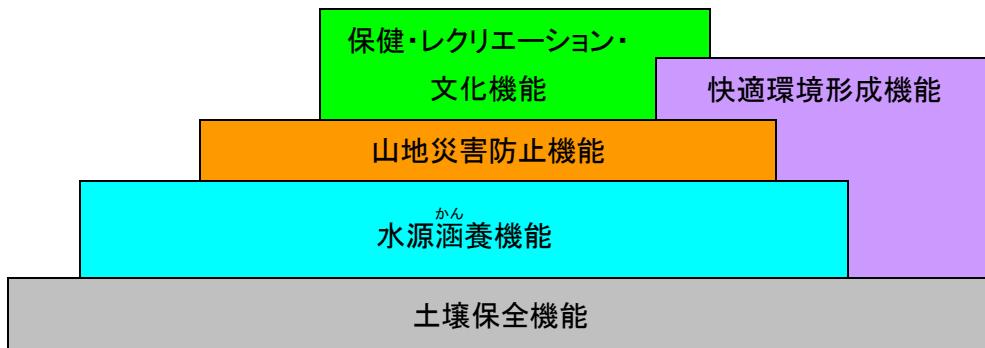
(10)区域の設定の考え方

本文第4公益的機能別施業森林等の整備に関する事項における各森林の公益的機能と区域の設定(ゾーニング)の進め方について記しておきます。

森林のそれぞれがもつ高度機能の決定は、森林簿データを用いて小班単位で各公益的機能の総合評価により判断することを基本としました。決定された各森林の高度機能は、同じ森林で複数存在します。そこで、次の図-1により階層の上に立つものは下の階層の機能の高度発揮を同時に期待できることから、上層の機能でゾーニングを決定することとしました。図-1では、各機能の水平方向への伸びは森林の面的広がりを表現しています。より下層の機能により決定されたゾーニングほど、林班等による区域の面的確保を考慮することとしました。

また、このゾーニング結果は、本文Ⅰの2の(1)地域の目指すべき森林資源の姿との適合を確認しています。

図-1



上記階層図における公益的機能の種類と森林簿データから判断された高度機能の種類、決定されたゾーニングの種類の関係は、次の表-1に示しました。

表-1

階層図における機能の種類	森林簿による高度機能の種類	決定したゾーニングの種類
保健・レクリエーション・文化	－ 保健文化	保健・レクリエーション機能維持増進森林 → または文化・生物多様性機能維持増進森林 (統じて、保健・文化機能維持増進森林)
快適環境形成	－ 生活環境保全	快適環境形成機能維持増進森林
山地災害防止	－ 山地災害防止(小流域、局地的)	山地災害防止機能等維持増進森林
水源涵養	－ 水源涵養(洪水防止、水資源確保)	水源涵養機能維持増進森林
土壌保全	－ 山地災害防止(大流域、基盤的)	山地災害防止機能等維持増進森林

なお、文化機能と同時に求める生物多様性保全機能は、希少種・貴重種の保護などに限定されるもので、学術性の高い森林の保全を求めるものとの考えです。

生物多様性保全機能は本来、林分の多様性と異なる森林の種類のモザイク配置によって高度発揮が期待できるものとされています。さらに、天然生林の面的広がりの確保とそれを補うある目的をもった森林のつながり(回廊)を設ける考え方も重要となります。

(11) 公益的機能別施業森林における目標林型への誘導と効果

本文中の公益的機能別施業森林の区分(ゾーニングの種類)の別に、推進する施業の方向(目標林型への誘導)と施業種、施業の効果等の関係を次の表に示しておきます。

ゾーニングの種類	現況林型 から 目標林型へ	施業種	施業効果・ねらい
①水源涵養機能維持増進森林	<p>育成单層林 → 育成单層林 育成複層林 → 育成複層林 天然生林 → 天然生林</p>	長伐期施業(皆伐20ha)	伐期の間隔の拡大 裸地の縮小及び分散
②山地災害防止機能等維持増進森林	<p>育成单層林 → 育成单層林 育成複層林 → 育成複層林 天然生林 → 天然生林</p>	長伐期施業(皆伐10ha)	裸地化の縮小及び分散
③快適環境形成機能維持増進森林	<p>育成单層林 → 育成单層林 育成複層林 → 育成複層林 天然生林 → 天然生林</p>	長伐期施業(皆伐10ha) 複層林施業(抾伐以外)	裸地化の縮小 裸地化の回避 多様性の維持増進
④保健・レクレーション機能維持増進森林 (保健・文化機能維持増進森林)	<p>育成单層林 → 育成单層林 育成複層林 → 育成複層林 天然生林 → 天然生林</p>	長伐期施業(皆伐10ha) 複層林施業(抾伐以外) (複層林・抾伐、植生の復元)	裸地化の縮小 裸地化の回避 多様性の維持増進 (学術性の高い森林の保護保全)
⑤文化・生物多様性保全機能維持増進森林	<p>育成单層林 → 育成单層林 育成複層林 → 育成複層林 天然生林 → 天然生林</p>	複層林施業(抾伐) 植生の復元	多様性の維持増進 学術性の高い森林の保護保全

表中の欄「現状林型から目標林型へ」においては、左から右に向かって推進方向を示しています。二重線は基本的な方向を、一本線はより高い機能を求める場合の方向を、点線は特に必要な場合の方向を表しています。